

一 般 競 争 入 札 公 告

平成 29 年度上下水道局庁舎内清涼飲料水自動販売機設置その 2 について、次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により基づき公告する。

平成 29 年 8 月 28 日

盛岡市上下水道事業管理者 平 野 耕一郎

記

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名 平成 29 年度上下水道局庁舎内清涼飲料水自動販売機設置その 2
(2) 賃貸借物件

物件 番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数 (台)
②	盛岡市愛宕町 6-8 盛岡市上下水道局本庁舎	1 階出入口 (お客様センター 入口左側)	1.4 m ² 幅 1.4m×奥行 1m	1 台

※貸付面積に回収ボックス設置部分を含む。

- (3) 契約根拠 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する行政財産の一部貸付。
(4) 貸借期間 平成 29 年 12 月 1 日から平成 32 年 11 月 30 日までの 3 年間。
なお、期間終了後の契約の更新や期間の延長は行わない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（成年被後見人，被補佐人等契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者
(2) 当該契約に係る営業又は事業に関係する法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていない者
(3) 盛岡市競争入札参加者に対する指名停止基準（平成 3 年 9 月 30 日市長決裁）による指名停止を受けていない者
(4) 他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者。なお、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合、同一入札への参加は認めないものとする。
(5) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合にはその者を，法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をい

- う。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者に該当しない者
- (6) 盛岡市上下水道局が請求した水道料金又は下水道使用料等を滞納していない者
- (7) 盛岡市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (8) 平成28・29年度盛岡市上下水道局物品の買入れ等競争入札参加資格者で、「その他―食料品―自動販売機(飲料等)」の資格を有する者
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立てがある者、民事再生法(平成11年法律225号)第21条の規定による更正手続開始の申立てがある者、その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を持参により提出し、入札参加の申込みを行うこと。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 資本関係・人的関係に関する届出書(様式第2号)

(2) 提出部数 1部

(3) 申込方法 持参

(4) 提出場所 盛岡市上下水道局総務課

(〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局本庁舎2階)

(5) 申込期限 平成29年9月12日(火)午後5時

4 入札予定日時

(1) 入札日時 平成29年9月26日(火)午前10時00分～

(2) 入札回数 2回までとする。

(3) 入札場所 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局本庁舎3階302会議室

(4) 開 札 執行即時開札とする。

5 入札保証金 免除

6 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 委任状(様式第3号)を持参しない代理人のした入札

(3) 記名押印を欠く入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 明らかに連合によると認められる入札

(7) 同一事項の入札について同一人が同時に2通以上提出した入札

- (8) 入札参加資格確認書類を期限内に提出しない者のした入札
- (9) 3 (1)に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札
- (10) その他入札条件に違反した入札

7 入札に関する注意事項

- (1) 提出した入札書（様式第4号）の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 入札書及び委任状には、公告及び入札要領記載事項に従い、正確に記載すること。
- (3) 代理人が入札に参加する場合は、委任状の提出を行うこととし、委任状の提出のないとき、代理人は入札に参加することはできない。
- (4) 入札者が代理人である場合は、入札書には代理人の印鑑を押印すること。
- (5) 入札を希望しないときには、入札辞退届を提出すること。

8 落札者の決定

貸付予定金額以上の入札であって、最高の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

9 契約金額

落札者の入札金額に消費税及び地方消費税額を加えた金額を年間貸付料とする。

10 その他

- (1) 入札受付時に希望者には現地での説明を実施するので、必要に応じて申し込むこと。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出書類の作成に要する費用は、申込者の負担とする。
- (4) この入札に関する問い合わせ先

入札に関する質問は平成 29 年 9 月 12 日（火）の午後 5 時までに下記担当あてに行うこと。

担当：盛岡市上下水道局総務課（総務係）

電話：019-623-1439）

FAX：019-623-1422